

議案第 55 号

松阪市休日・夜間応急診療所条例等の一部改正について

松阪市休日・夜間応急診療所条例（平成 17 年松阪市条例第 136 号）等の一部を次のように改正する。

平成 26 年 6 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市休日・夜間応急診療所条例等の一部を改正する条例

（松阪市休日・夜間応急診療所条例の一部改正）

第 1 条 松阪市休日・夜間応急診療所条例（平成 17 年松阪市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「社団法人松阪地区医師会」を「公益社団法人松阪地区医師会」に改める。

（松阪市歯科休日応急診療所条例の一部改正）

第 2 条 松阪市歯科休日応急診療所条例（平成 17 年松阪市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「社団法人松阪地区歯科医師会」を「一般社団法人松阪地区歯科医師会」に改める。

（松阪市飯南眼科クリニック条例の一部改正）

第 3 条 松阪市飯南眼科クリニック条例（平成 17 年松阪市条例第 139 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「社団法人松阪地区医師会」を「公益社団法人松阪地区医師会」に改める。

（松阪市飯高診療所条例の一部改正）

第 4 条 松阪市飯高診療所条例（平成 17 年松阪市条例第 140 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「社団法人松阪地区医師会」を「公益社団法人松阪地区医師会」に、「社団法人松阪地区歯科医師会」を「一般社団法人松阪地区歯科医師会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。